

令和7年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務 業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務

(2) 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日とする。

(3) 業務の目的

本市では、令和3年11月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略2021における交通事業者の取組を推進するため、市内を運行する鉄道・バス事業者による連携のプラットフォームとして「京都市公共交通ネットワーク会議」を組織し、利用者視点で公共交通の利便性向上や課題解決を図ることを目的に様々な取組を行っている。

本業務では、市内を運行する交通事業者が事業者の枠を超えて連携することにより、市全域での鉄道・バスの利便性向上や安心して利用できる環境の整備等を推進し、公共交通ネットワークの更なる連携強化を図ることを目的とする。

(4) 業務の内容

令和7年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務

本市では、上記のとおり、市内を運行する各公共交通事業者が連携し、共通する課題の解決を推進するための体制として、「京都市公共交通ネットワーク会議」を設置しており、課題ごとに、関係する鉄道・バス事業者を中心に構成するワーキンググループや関係者協議を開催している。この体制の下、市全域での鉄道・バスの利便性向上や、安心して利用できる環境の整備等について検討及び助言等を行い、公共交通ネットワークの更なる連携強化を図る。

ア 京都市公共交通ネットワーク会議の開催・運営

交通事業者の連携のもと、各事業者が実施する施策の情報共有等を行い、利用者視点で利便性向上や課題解決を図るため、「京都市公共交通ネットワーク会議」を開催している。

受託者は、本市・各事業者と連携のうえ、同会議の資料印刷及び議事録作成等を行う。

※ 会議は非公開で20名程度の規模により開催し、開催回数は1回を予定している。

会議に出席する委員の報酬は本市が支払うが、それ以外の会場費及び会議資料印刷費等の費用は委託料に含む。

イ 公共交通利便性向上検討ワーキンググループ等の開催・運営

「京都市公共交通ネットワーク会議」のプロジェクトを推進する体制として、以下のとおりワーキンググループを課題ごとに設置している。

- ・スムーズな京都観光ワーキンググループ
- ・バス事業者担い手確保検討ワーキンググループ

・公共交通利便性向上検討ワーキンググループ

受託者は、本市・各事業者と連携し、昨年度までの取組経過及び現在の公共交通を取り巻く状況等を踏まえ、課題解決に向けた議論を行うワーキンググループの開催・運営を行う。

各ワーキンググループについては、本市の指示に従い開催するものとする。

なお、開催回数は、各ワーキンググループの合計で3～4回程度を予定している。

※ 各ワーキンググループは、非公開で10～30名程度の規模により開催する。

各ワーキンググループに出席する学識経験者の謝礼（1人×2回程度×10,000円）、会場費、会議資料印刷費等の費用は委託料に含む。

ウ 共通案内板の維持管理

受託者は、関係する交通事業者から変更情報を収集し、整理したうえ、効率的な更新作業を計画し、実施すること。部分的なシール貼り作業で完了する場合は、必要な素材を交通事業者に提供し、貼り付け作業は交通事業者に実施するよう依頼すること。その際に、各共通案内板の仕様（カバーの有無、開閉方法等）についても交通事業者に共有すること。現在運用している共通案内板及び修正内容（令和6年度実績）は【別紙】を参照。

2 委託業務の進行等

（１）業務の打合せ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、本市の指示により、業務の主要な段階においては、管理技術者が出席するものとする。

（２）進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

（３）協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

（４）成果品

本業務は電子納品対象業務とし、以下の成果品を納品するものとする。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 電子成果品（電子媒体CD-R等） | 1部 |
| ② 報告書（A4判：簡易製本） | 2部 |
| ③ 各種データファイル一式 | 1式 |
| ④ その他本市が指示するもの | 1式 |

なお、納品を求める電子データ等の詳細については、ファイル形式等を含め、協議により決定する。

3 その他

（１）秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りでない。